

販売従事登録申請等の手続きについて (薬種商販売業許可を受けていた者)

登録販売者として一般用医薬品の販売に従事する場合には、従事する薬局又は店舗販売業の店舗の所在地（配置販売業の場合は、都道府県の区域、以下「従事する店舗等の所在地」という。）の都道府県知事に販売従事登録申請を行う必要があります。

この登録を一度行えば、全国どこの都道府県においても一般用医薬品の販売に従事することができます。

過去に薬種商販売業の許可を受けていた者で、現に一般用医薬品の販売に従事していない者については、一般用医薬品の販売に従事する際に販売従事登録を行うこととなりますので、販売に従事する店舗等が決まってから申請を行ってください。（申請の期限はありません。）

なお、販売従事登録を複数行うことはできませんのでご注意ください。

また、医薬品医療機器等法附則第6条に規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（いわゆる旧薬種商）については、期限の定めなく引き続き当該薬種商販売業を営むことができますが、販売従事登録は受ける必要があります。

1 申請書の提出先

各申請書については、一般用医薬品の販売に従事する店舗等の所在地又は申請者の住所地を所管する保健所（保健所支所）に提出してください。

なお、北海道知事の登録を受けたもので、道外に転出した者が販売従事登録の変更等を行う場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出してください。

2 販売従事登録

販売従事登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 登録申請書（手数料分の北海道収入証紙を貼付すること。）

（手数料）10,300円

(2) 薬種商販売業の許可を受けた者であることを証明する書類（次のア又はイのいずれかの書類）
〈北海道内で過去に薬種商販売業の許可を受けていた者〉

ア 過去に薬種商販売業の許可を受けていた者（法人の当該許可店舗の適格者を含む。）については、薬種商販売業の許可を受けていたことの申出書（保健所の窓口で確認済のもの）

※北海道内で過去に薬種商販売業の許可を受けていた者で、現在開業していない者については、販売従事登録の申請を行う前に販売従事登録を行おうとする保健所に「薬種商販売業の許可を受けていたことの申出書」を提出し、過去に許可を受けていたことを確認したのち販売従事登録を行うこと。

〈上記以外で道外で薬種商販売業の許可を受けていた者〉

イ 道外の薬種商販売業認定（承継者）試験等に合格し、当該者を適格者として薬種商販売業の許可を受けていた場合は、その旨を証明する都府県知事が発行する書類を提出すること。

(3) 戸籍謄本又は抄本（発行してから6ヶ月以内のもの）

（合格通知書等の証明書類と氏名が異なっている場合は、経過がわかる戸籍謄本又は抄本も添付する。）

(4) 診断書

（販売従事登録申請書の「申請者の欠格条項（6）欄」に該当するおそれがある場合のみ。）
（発行してから1ヶ月以内のもの）

（北海道作成の診断書の内容について診断されたものを提出すること。）

(5) 薬局開設者又は医薬品の販売業者でない場合は、雇用契約書の写し（原本と照合するため原本も持参）又は使用関係を証する書類（使用証明書）

（使用される薬局等のア～エの事項が記載されたものを提出すること。）

ア 薬局又は店舗の名称（配置販売業にあつては、店舗の名称は記載不要。）

イ 薬局又は店舗の所在地（配置販売業にあつては「北海道一円（配置販売業の区域）」）

ウ 許可業態の種別（薬局、店舗販売業又は配置販売業）

エ 許可番号

3 販売従事登録の変更

登録事項（本籍地都道府県名、氏名、生年月日、性別）に変更を生じたときは、30日以内に変更届を提出してください。

- （1）登録販売者名簿登録事項変更届書
- （2）戸籍謄本又は抄本（届出の原因たる事実を証する書類）（発行してから6ヶ月以内のもの）
- （3）遅延理由書（登録事項に変更が生じてから30日を経過している場合のみ）

4 販売従事登録証の書換え交付

販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証を添えて登録証の書換えを申請することができます。

- （1）販売従事登録証書換え交付申請書（手数料分の北海道収入証紙を貼付すること。）
（手数料）2,200円
- （2）販売従事登録証

5 販売従事登録証の再交付

販売従事登録証を汚損したとき又は紛失したときは、登録証の再交付を申請することができます。

- （1）販売従事登録証の再交付申請書（手数料分の北海道収入証紙を貼付すること。）
（手数料）3,300円
- （2）販売従事登録証（汚損により申請の場合）

6 販売従事登録の消除

登録販売者が一般用医薬品の販売等に今後従事する意思ないとき又は死亡し、若しくは、失踪の宣告を受けた場合、30日以内に販売従事登録証を添えて、登録販売者又はその死亡等の届出義務者が販売従事登録の消除を申請してください。

なお、一般用医薬品の販売等に今後従事する意思がない場合の申請については、道において登録が消除された後、販売従事登録証は失効済みの処理を行った上で申請を行った保健所等を通じて申請者に返却されます。

- （1）販売従事登録消除申請書
- （2）販売従事登録証
- （3）死亡診断書の写し、除籍謄本の写し、失踪宣告をした裁判所の証明書類の写しのいずれか
- （4）遅延理由書（事実が発生した日から30日を経過している場合のみ）
- （5）紛失理由書（紛失した場合のみ）

7 業務の継続が困難となった場合の届出

登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、販売従事登録証を添えて、登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族が届出書を提出してください。

- （1）登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となった場合の届出書
- （2）販売従事登録証
- （3）紛失理由書（紛失した場合のみ）

8 販売従事登録証の返納

紛失した販売従事登録証を再交付を受けたのち発見したとき又は不正等により登録を消除されたときは、5日以内に販売従事登録証を返納してください。

- （1）販売従事登録証返納届
- （2）販売従事登録証
- （3）遅延理由書（事実が発生した日から5日を経過している場合のみ）